

第 16 号

不動産の処分について

四国横断自動車道（徳島東～徳島）工事の用地として、次の県有地を売払いする。

平成 27 年 6 月 11 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 売 払 い す る 県 有 地

所 在	地 番	地 目	地 積
徳島市東沖洲一丁目	25番2ほか4筆	雑種地	29,394 ^{m²} 71
徳島市北沖洲四丁目	26番1の147	同上	11,061 ^{m²} 88

2 売 払 予 定 価 格 1,650,628,872円

3 売 払 い の 相 手 方 徳島県徳島市住吉5丁目1番30号

西日本高速道路株式会社四国支社

徳島工事事務所長 大内 浩之

提案理由

不動産の処分について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。